



[トップページ](#) > [区政情報](#) > [要綱・要領・指針](#) > 城東区役所附設会館利用料金減免規程

城東区役所附設会館利用料金減免規程

ページ番号：534285 2021年4月27日

（趣旨）

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金の減免に関する要綱第3条に基づき、城東区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

（減免基準）

第2条 利用料金の免除減額は次の各号に定めるところによる。

2 利用料金を免除することができる場合について

(1)地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体等、別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため大阪市立城東区民センター（以下「区民センター」という。）を使用するとき。

(2)区役所が事業を実施するため、及び区役所附設会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、区民ホールを使用するとき。

3 利用料金を減額することができる場合について

地域活動協議会、社会福祉関係団体等、別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるものため区民センターを使用するとき。

この場合における減額率は、所定の利用料金の2割とする。

4 附属設備利用料金についても、前各号に準じて免除又は減額することができるものとする。

附則

この通知による利用料金の免除及び減額措置は、令和 3年4月1日から実施する。

附則

この通知による利用料金の免除及び減額措置は、令和6年9月12日から実施する。

（別表1）城東区民センター利用料金の免除団体（補則）

一部の団体を除いて、以下の各種団体の行う「区単位の行事等」に限る。

ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体（条例第3条第1号～第3号該当）

- ・城東区内各地域活動協議会
- ・城東区地域振興会・赤十字奉仕団（区及び連合単位の行事等に限る）
- ・一般財団法人大阪市コミュニティ協会 城東区支部協議会

・城東会

イ 社会福祉関係（条例第3条第1号、第3号該当）

- ・城東区社会福祉協議会（区及び連合単位の行事等に限る）
- ・城東区民生委員児童委員協議会（区及び連合単位の行事等に限る）
- ・城東地区保護司会
- ・城東区更生保護女性会
- ・城東地区協力雇用主会
- ・城東地区BBS会
- ・城東区母と子の共励会
- ・城東区（身体・肢体・視覚・聴言）障害者福祉会
- ・城東区肢体不自由児（者）父母の会
- ・城東家族会（精神障害者）
- ・城東区老人クラブ連合会
- ・大阪府共同募金会城東地区募金会
- ・城東区地域自立支援協議会
- ・大阪城東ライオンズクラブ

ウ 社会教育関係（条例第3条第3号該当）

ウ-1 校園・PTA関係

- ・城東区PTA協議会
- ・城東区学校保健協議会
- ・城東区学校医会
- ・城東区学校歯科医会
- ・城東区学校薬剤師会

ウ-2 こども・青少年健全育成関係

- ・城東区青少年健全育成推進会議
- ・城東区青少年福祉委員連絡協議会
- ・城東区青少年指導員連絡協議会
- ・城東区子ども会育成連合協議会
- ・城東区二十歳のつどい実行委員会
- ・城東区青年団体協議会

ウ-3 生涯学習・スポーツ振興関係

- ・城東区スポーツ・レクリエーション協会
- ・城東区スポーツ推進委員協議会
- ・城東区視聴覚教育協議会
- ・大阪市生涯学習推進員城東区連絡会
- ・大阪市城東区生涯学習推進会議
- ・城東図書館

ウ-4 人権関係

- ・城東区人権啓発推進会議

エ その他の団体

エ-1 公正な選挙の執行等に資する団体（条例第3条第3号該当）

- ・城東区選挙管理委員会
- ・城東区明るい選挙推進協議会

エ-2 防災・防犯・交通安全を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

- ・城東防犯協会
- ・城東防火協力会

- ・城東交通安全協会
- ・交通事故をなくす運動城東区推進本部
- ・城東区安全なまちづくり推進協議会

エ-3 保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

- ・城東区食品衛生協会
- ・城東区医師会
- ・城東区歯科医師会
- ・城東区薬剤師会
- ・城東区健康づくり推進協議会（みどりの会）
- ・城東区食生活改善推進員協議会

エ-4 商工業の振興等を主たる目的とする団体・納税関係団体（条例第3条第1号該当）

- ・城東区商店会連盟
- ・城東鶴見工業会
- ・城東納税協会
- ・城東納税貯蓄組合連合会

エ-5 その他区長が必要と認める団体（条例第3条第1号該当）

- ・城東区ゆめ～まち～未来会議

（別表2）城東区民センター利用料金の減額団体（補則）

以下の各種団体の行う行事で、地区・支部単位の行事など別表1の補則に該当しないもの。

ア 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体（条例第3条第1号～第3号該当）

- ・城東区地域振興会・赤十字奉仕団

イ 社会福祉関係（条例第3条第1号、第3号該当）

- ・城東区社会福祉協議会
- ・城東区民生委員児童委員協議会
- ・城東地区保護司会
- ・城東区更生保護女性会
- ・城東区母と子の共励会
- ・城東区老人クラブ連合会

ウ 社会教育関係（条例第3条第3号該当）

ウ-1 校園・PTA関係

- ・城東区PTA協議会

ウ-2 こども・青少年健全育成関係

- ・城東区青少年福祉委員連絡協議会
- ・城東区青少年指導員連絡協議会
- ・城東区子ども会育成連合協議会

ウ-3 生涯学習・スポーツ振興関係

- ・城東区スポーツ・レクリエーション協会（構成団体の主催するもの、区が共催しないもの）
- ・城東区スポーツ推進委員協議会

ウ-4 人権関係

該当なし

エ その他の団体

エ-1 公正な選挙の執行等に資する団体（条例第3条第3号該当）

該当なし

エ-2 防災・防犯・交通安全を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

・城東防犯協会

エ-3 保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体（条例第3条第1号該当）

該当なし

エ-4

該当なし

エ-5

該当なし

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

大阪市城東区役所 市民協働課地域連携グループ

〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区役所3階）

電話：[06-6930-9734](tel:06-6930-9734)

ファックス：050-3535-8685

[メール送信フォーム](#)

このページへの別ルート

[大阪市総合トップ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表（オープン市役所）](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [所属名からさがす](#) >
[城東区役所](#) > [その他](#) > 城東区役所附設会館利用料金減免規程

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.